

埼玉不整脈ペーシング研究会会則（平成19年4月1日改定）

総 則

第1条. 本会は、埼玉不整脈ペーシング研究会と称す。

第2条. 本会は、事務局を 埼玉県日高市山根 1397-1 埼玉医科大学国際医療センター
心臓内科におく。(平成19年4月1日付け 移転のため 旧住所から変更)

第2項 本研究会の代表を埼玉医科大学 心臓内科 松本 万夫とする。

目的および事業

第3条. 本会は埼玉県及び周辺地域の不整脈およびペーシングに関する知識と技術の普及・研究の発展をはかることを目的とする。さらには、地域医療への貢献を目的とする。

第4条. 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 年2回の学術集会の開催
2. 学術集会記録集の刊行
3. ホームページ運営
4. その他の事業

会 員

第5条. 本会の会員は次のとおりとする。

1. 顧問
2. 正会員
3. 賛助会員
4. 準会員

第6条. 顧問とは幹事会に於いて推薦、承認されたものをさだめる。

第7条. 正会員とは埼玉県在住または埼玉県内の医療施設、研究施設に勤務する、医療従事者、医療関連職従事者あるいは埼玉県医師会会員で、本会の主旨に賛同した個人を言う。
また、一度本会員となった個人は上記に該当しなくなった場合も本人の希望する限り正会員としての資格を持つものとする。

第8条. 賛助会員とは本会の目的に賛同する個人または団体で、正会員の推薦に基づき幹事会の承認を経て、所定の会費を納めたものを言う。準会員とは、賛助会員で団体の場合その団体に属し個人的に本会の主旨に賛同し学術集会に参加を希望する者を言う。

第9条. 会員は学術集会に参加し、学術集会に研究成果を発表できる。

第10条. 本会に入会しようとするものは本会事務局に申し込むものとする。

第11条. 会員は次の場合にその資格を喪失するものとする。

1. 退会の希望を本会事務局に申し出たとき。
2. 死亡または失踪宣告のとき。
3. 本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為があったと幹事会が決定したとき。

役 員

第12条. 本会に次の役員を置く。

1. 当番幹事1名
2. 常任幹事若干名
3. 監査2名

第13条. 本会の役員は次の規定により選出する。

1. 当番幹事は常任幹事の中から選ぶ。
2. 常任幹事は本研究会発起時の世話人を基とし、常任幹事の推薦により常任幹事会の議を経て委嘱する。
3. 監査は常任幹事の互選により代表幹事が委嘱する。

第14条. 本会の役員は次の職務を行う。

1. 当番幹事は常任幹事会と学術会議の会務を統括する。
2. 当番幹事に支障のあるときは常任幹事の互選により代理者がその職務を代行する。
3. 常任幹事は会則に従い重要事項を審議決定し、会務を遂行する。
4. 監査は会計を監査する。

第15条. 本会の役員は次の任期は次のとおりとする。

1. 当番幹事は6ヶ月とする。
2. 常任幹事、監査の任期は3年とする。
3. 当番幹事以外の役員は引き続き再任を妨げない。
4. 常任幹事会ならびに学術会議を正統な理由なくして連続3回欠席した幹事はその役職を解くこととする。

会 議

第16条. 本会の会議は次のとおりとする。

1. 常任幹事会
2. 新年幹事会

第17条. 常任幹事会は学術集会開催当日、開催1時間前より行い、当番幹事が議長を行う。

また、当番幹事が必要と認めた場合これを招集することができる。

新年幹事会は毎年1月に行い、重要な議題について審議決定する。1年の会計報告と監査報告を行う。

第18条. 会議の議決は出席者の半数を越える賛同がなければならない。

会 計

第19条. 本会の経費は、会費、展示料・広告掲載料・その他の収入をもってこれにあたる。

第20条. 本会の会費は細則の定めるところによる。

第21条. 本会の会計は、学術集会を単位としてまとめ、報告書を作成し、監査役の監査を受け、一年に一度常任幹事会の承諾を得ることとする。

第22条. 会計、事務執務は事務局に一任する。

会則の改訂

第23条. 本会の会則は常任幹事会の承認を経て改訂する事ができる。

補 則

第24条. 本会の会則施行に必要な細則は常任幹事会の議を経て別に定める。

細 則

第1条. 本会会費学術集会時に以下の規定で会費を納入する。

正会員	3,000円/回
賛助会員	50,000円/回
準会員	1,000円/回
顧問	会費納入の必要無し

第2条. 本会事務局の構成、代表を埼玉医科大学国際医療センター心臓内科 教授松本万夫、事務担当を埼玉医科大学国際医療センター心臓内科 准教授加藤律史、また会計担当を同講師 原 幹とする。また、事務実務担当を埼玉医科大学国際医療センター心臓内科 秘書田島典子に依頼することとする(平成20年7月1日付け)

第3条. 会計監査結果は一年に一度、新年幹事会において審議する。

以上

以下余白